

広島県収受		
第		号
29.12.15		
処理期限	月	日
分類記号	保存年限	

薬生薬審発 1215 第 1 号
平成 29 年 12 月 15 日

各 (都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区) 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

エボロクマブ (遺伝子組換え) 製剤の最適使用推進ガイドライン
の一部改正について

経済財政運営と改革の基本方針 2016 (平成 28 年 6 月 2 日閣議決定) において、革新的医薬品の使用の最適化推進を図ることが盛り込まれたことを受けて、革新的医薬品を真に必要な患者に提供するために最適使用推進ガイドラインを作成することとしています。

エボロクマブ (遺伝子組換え) 製剤を使用する際の留意事項を、「エボロクマブ (遺伝子組換え) 製剤及びアリロクマブ (遺伝子組換え) 製剤の最適使用推進ガイドラインについて」(平成 29 年 3 月 31 日付け薬生薬審発 0331 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知) により、示してきたところです。

今般、エボロクマブ (遺伝子組換え) 製剤であるレパーサ皮下注 420 mg オートミニドザーが承認されたことに伴い、エボロクマブ (遺伝子組換え) 製剤の最適使用推進ガイドラインの一部を別紙のとおり改正いたしましたので、貴管内の医療機関及び薬局に対する周知をお願いします。なお、改正後の最適使用推進ガイドラインは、別添参考のとおりです。

